

あなたの会社 本当に守れますか！ 定員 20 名様

# 同一労働同一賃金

## 対応セミナー

参加  
無料

**基本給！昇給！賞与！退職金 大丈夫ですか！！**

中小企業では、2021年4月より『同一労働同一賃金』制度が施行されます。安倍首相が「・・・待遇差の是正を求める労働者が、最終的には、**実際に裁判で争うことが可能な法制度**とすること」(第6回働き方改革実現会議)、「長年議論だけが繰り返されてきた『同一労働同一賃金』。いよいよ実現の時が来ました。雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、『非正規』という言葉も、この国から一掃してまいります。」(2018年通常国会冒頭の施政方針演説)と強い決意のもと、肝いり法案として実現されたものです。アルバイトやパートなどの短時間労働者、契約社員などの有期契約労働者が、「私も！私も！」と手を上げ、訴えられないように、内容をよく理解し、リスク対応や生産性アップのための戦略対応を実行しなければなりません。今から対応しないととても間に合いません。マスコミ等で大きく取り上げられ、大変なことになる前に、是非、この法案の内容を理解し、ご対応いただければと思っております。今回のセミナーでは、労働問題だけでなく人事制度コンサルティングも行っている社会保険労務士の深津が丁寧にご説明しますので、奮ってご参加いただきますようお願いします。

- 正社員には退職金が支払われるのに、私には退職金が支払われないの...
- 同じような仕事をしているのに、給与がずっと低かった。差額を支払って！
- 正社員は年齢が高くなれば給与が高くなるのに、私は低いまま。同じように支払って！
- 正社員は昇給するのにパートには昇給しない。差額分を支払って！

日時

令和元年 **8月7日(水)**

会場

高槻市立 生涯学習センター

第3会議室

14:00~15:00【受付13:40~】

(15:00~15:30 無料相談会)

高槻市桃園町 2-1 高槻市総合センター3階

(JR 高槻駅・阪急高槻市駅下車徒歩8分)

内容

### ● 同一労働同一賃金を正しく理解する

(司法判断根拠規定である、「不合理な待遇差の禁止」と行政取締り対象となる公法上の義務「事業主の説明義務」を理解する)

### ● 不合理な待遇差の検討方法 最大のポイントは基本給の考慮要素

### ● 対応方法

・法律施行前(2021年4月:中小企業)にしておかなければならないこと

・『年齢給』は特に危険。

職能資格制度(年齢給+能力給(職能給)、能力給)の対応方法

### ● 同一労働・同一賃金に使える助成金をご案内

問題ないかな？

- 正社員の給与は、中途採用者がほとんどなので、前職の給与等を参考に適当に決めてきた
- 正社員の給与は、年齢で決めてきた。パートはやってもらう仕事内容で決めてきた
- 正社員の給与は、職能資格制度（蓄積している能力による年功的運用）で決めてきた
- 正社員のみ、会社業績により賞与を支払っている
- 正社員にのみ、手当を支払っている



講師



イースリーパートナーズ社労士事務所

人事コンサルタント

特定社会保険労務士

深津 敬

法制度が成立するまでの審議会の過程から、立法趣旨まで深く理解し、事業所様の個々の事情に応じて、対策を講じ実行できるまでお手伝いさせていただきます。

まずは、正社員の人事制度を作っていただくことをおすすめしております。

ここでのポイントは、賃金決定の基準を何にするかです。個別企業によって異なりますが、「～できる」という潜在能力や年齢を基準にする場合は、同一労働同一賃金では難しい場面がでてまいります。

人事制度がない企業の場合、社員に「この会社では、将来がない」と見限られてしまい、結果離職につながることも多いでしょう。人事評価制度や賃金制度は社員の採用や定着においては、必須であり、人事制度こそが社員を成長させ、企業の生産性アップにつながるものと確信しております。ただし、形式的に賃金制度を整えるだけでは、優秀な人材の流出や従業員の不満につながります。会社のビジョンに沿った人事評価制度により会社の方向性を示し、公正な賃金制度により将来の明確化を図り、従業員自らが気づき能力アップに磨きをかけることができるような人事制度の構築こそ、会社の成長および従業員の成長には欠かすことができないものと考えております。

お申込は、下記フォームに必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。

<b>FAX: 072-668-1418</b>		※お申込いただいた方には、受講表をお送りします。	
		※先着3名様限定で、セミナー当日無料相談を行います。ご希望の方は下記「無料相談」欄に☑をお願いします。	
御社名		業種	
所在地		従業員数	正社員 名    その他 名
電話番号		FAX 番号	
受講者名	( 役職 )	メール アドレス	無料相談 <input type="checkbox"/>

※ご記入いただきました情報は、厳重に管理・保管させていただき、当事務所からのご案内のみに使用させていただきます。

※社会保険労務士の方のお申込は、お断りさせていただきます。

イースリーパートナーズ社労士事務所

お問い合わせ TEL : 072-668-1417

〒569-0071 高槻市城北町2丁目5-1 ワイイーケイビル2-B

<http://www.jinji-roumu.jp/>

**3 PARTNERS**  
Experts with Energy and Emotion